



障 福 第163号
平成20年6月5日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 殿

神奈川県保健福祉部長
吉川 伸 様



障害者ケアホーム等に係る設備基準の明確化等について（照会）

このことについて、本県においては、障害者ケアホーム等に対する防火設備の取り扱いについては、消防法施行令別表第1（6）項ロに列挙されている施設に該当せず、（6）項ロに定める消防用設備等は適用されないものとして、障害者自立支援法に基づき事業所の指定、指導を行ってきたところあり、多くの都府県においても同様な取り扱いをしているものと承知しています。

しかし、6月4日に消防庁予防課に電話で照会したところ、（6）項ロに該当することでした。また、同日付け実態調査依頼文書の別紙の中でもその旨明記されたところで

消防庁の見解がすべてのグループホーム等に該当するというのであれば、これまでの取り扱いを覆すこととなり、全国の障害者のグループホームのみならず、高齢者等同様な施設に大きな影響を及ぼすものと考えます。そこで、障害者ケアホーム等の事業所の指定等にあたって次の点について早急にご回答願います。

- 1 障害者ケアホーム等について、どのような場合に消防法施行令別表第1（6）項ロに該当するのか、消防庁とも協議のうえ基準を明らかにしていただきたい。
- 2 障害者ケアホーム等は消防法施行令別表第1（6）項ロに該当するとした場合、今後、こうした事業所に対する指定時及びその後の指導にあたって、障害者自立支援法上の取り扱いを明らかにしていただきたい。
- 3 新たな消防用設備等の整備が必要になった場合、既存の障害者ケアホーム等が引き続き運営できるよう、国としての支援策や改修に要する期間の確保等の措置を消防庁とも協議のうえ明らかにしていただきたい。

問い合わせ先
障害福祉課副課長 石黒

障害者グループホーム等に係る消防法施行令上の取扱いについて

1 障害者グループホーム等に係る消防法施行令上の扱い

(1) 消防法施行令別表第1（抜粋）〈現行〉

(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、 <u>身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</u> ハ 幼稚園又は特別支援学校

(2) 消防法施行令別表第1（抜粋）〈改正後（平成21年4月1日施行）〉

(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ (略)、 <u>共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）</u> ハ (略)、 <u>共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く）</u> ニ 幼稚園又は特別支援学校
-----	--

(3) 消防法施行令別表第1における消防用設備の設置基準について（ケアホーム等）

主な設備等	単位	現 行		改正後 (H21.4.1～)	
		(五) 項ロ 〔共同住宅〕	(六) 項ロ 〔福祉施設〕	(六) 項ロ 〔重度者の利用施設〕	(六) 項ハ 〔左を除く施設〕
自動火災報知設備	延床面積	500㎡以上	300㎡以上	全部	300㎡以上
火災通報装置	延床面積	1,000㎡以上	500㎡以上	全部	500㎡以上
スプリンクラー	延床面積	11階以上全部	(自ら避難することが困難な者が入所するもの) 1,000㎡以上	275㎡以上	/
			(上記以外) 6,000㎡以上		
消火器	延床面積	150㎡以上	150㎡以上	全部	150㎡以上
防火管理者の選任	人 員	50人以上	30人以上	10人以上	30人以上

※「綾瀬ホームハイムひまわり」の延床面積は317.98㎡